

資料室コーナー

資料一

文化と教育に関する懇談会「報告」

○共通意見

(総論)

我々は、去る昭和五八年六月一日、中曽根内閣総理大臣から、我が国の文化と教育の今後の方向、在り方について、その基本をどのように考えるべきかを検討し所見を表明するよう要請を受けた。

要請の主旨は、「我々日本国民が今後、物質的な面のみならず文化の面でより一層充実した社会を築いていくためには、我々はこれまでの諸般の蓄積、伝統の上に立ちつつどのように優れた文化の創造・発展を図っていくべきか、特に、文化の問題と深くかかわる教育は今後いかにあるべきということについてよく考察する必要がある。」とのことであった。これを受けて、我々は、内閣総理大臣との意見の交換を含め、今日まで一回にわたって会合を行い、我が国の文化と教育の問題について、広く国民から寄せられた意見をも参考としつつ、自由な立場から懇談を

重ねてきた。以下の報告は、ほぼ全体を通じて、我々各自の意見がおおむね合致したところのものである。

明治以来、西欧先進国に追いつき追い越すことを最大の政策目標としてきた我が国の近代文化路線は、今やその目的をほぼ達し、今日の成熟した物質文明を生み出した。しかし、この間、我々が、人間として忘れてはならないもの、失ってはならないものの幾つかをおろそかにしてきた反省もなしとしない。

また、我々の未来には、多くの不確実な問題が横たわっている。科学技術の進歩などによる高度の情報化社会、高齢化や社会機構の複雑化・多様化による人間性の疎外、相互の理解や存在を一層求められる国際社会など、種々の問題をはらむ幾つもの新たな状況が待ち構えている。

一方、今日の国民層の意識の中で最も強く求められているのは、いかに豊かな心を持つ人間を育てるか、という質的な要求である。このことは、合理主義の中で物理的には成熟

したが、人格形成の面ではいまだ未熟なことが指摘されているとらえることができる。また、今日、個人重さと集団の大切さとを等しく重視しようとする意識が強い。これらはいずれも、我々に寄せられた国民の意見を通じて見られる傾向である。

今日、人間性をはぐくむべき教育の分野では、画一主義の浸透により、個人の能力や実力よりも出身校や学歴が過度に重んじられ、受験体制教育が進み、我が国の教育は今や全体として重苦しい空気に包まれている。

我々の歴史は、人間と社会について、常に時代を超えて「不易」なるものと、「変化」するものがあることを教えている。来るべき未来に向けて、既成の通念にとられない、新たに最も必須なものの教育が行われなければならないが、それとともに、人間が社会を作り上げていく以上、人間として当然備えるべき不易の価値を保持し、より高め、養っていくことこそ教育の本旨であろう。

我々は、優れた文化を継承しその創造的な発展を目指して、我が国の文化の基礎を培い同時に文化に支えられる教育を、伸びやかで活力あるものに育てなければならぬ。個人に即して言えば、その伸びやかな成

長を図り、未来に対し柔軟かつ主体的に対応し得る人間の育成を目指して、我が国の教育は根本から考え直し大きく改革されなければならない。

我が国の文化・社会の豊かな発展を願うとき、未来を目指す教育の改革は、これらの諸点を基本に据えつつ構想・推進されるべきである。

我々は、以上のような基本的認識の下に、教育基本法や教育に関する特定の見解にとらわれず、特に今後の教育の在り方―教育改革の必要性と課題―に焦点を当て、以下のように我々の意見を整理した。これらにおいて適切に生かされることを期待する。

一 教育の現状について

戦後三五年、教育は著しい発展を遂げたが、その反面いろいろな立場から批判や改革案がしばしば提出されてきた。近年、特に教育が鋭く問われ出してきた直接のきっかけは、思いもかけない生徒の非行、暴行、落ちこぼれなどの深刻な現象である。しかし、この現象を通じて、問題は決して一過性のものではないことが次々に指摘され、広く世人の間にもこのような現象の根底が次第に認識

されるようになった。

現象の根底は複雑であり、因果關係の厳密な把握はかなり困難ではあるが、およそ次のように整理することができようであろう。

一つは、受験体制教育の弊害である。就職に有利と考えられがちないわゆる一有名大学の入学試験競争が、高等学校以下の全学校教育に強い影響を与え、不本意と思う者をも無理やり巻き込んだ行き過ぎた受験体制を作り上げてきた。

二つは、画一教育の弊害である。義務教育年限の延長と高等学校教育の普遍化が人並意識や平等志向と複合して、生徒の能力個性を省みない詰め込み型の画一教育一般化した。

三つは、社会的風潮の問題である。自由と権利には責任と義務が当然伴うという民主社会における最も基本的な考え方が、教育においても社会一般においても忘れられている。

国民全般の強い教育志向は貴重な資産であり資質であるが、これがいつの間にか偏った学校観や学歴観を生み出し、この偏った考え方が、教育の著しい発展を遂げた社会全体にわたって身動きできない特異な教育の風潮を一般化させた。

価値観の多様化と物質的な豊かさ

の中で、行き過ぎた利己主義の横行、大人の自慢の動機、露骨な功利主義、刺激的な情報過多など、子供の成長に悪影響を及ぼす社会的環境も指摘される。

四つは、これまでややもすると見落とされてきた幼児期のしつけや家庭教育の問題である。多くの家庭教育の問題である。多くの家庭が上記のような教育的、社会的風潮にさられる中で、幼児の自由な成育、価値観の多様化などをもっともらしい理由として、過度の放任主義や過保護により、人間の自己規制の基本を身に付けるべき幼児期のしつけが適切になされていない傾向が強い。人間形成の基盤である家庭の核家族化、父性の不在化などにより基本的な生活習慣が十分に形成されない等、家庭の教育的役割が軽視されてきたことは、学校教育以前の問題である。

以上四つのような状況の下で育ち、自己をつかめず不満と不安を募らせる一部の子供たちは無気力、落ちこぼれとなり、あるいは非行、暴力に走ることになる。押しなべてこれらの子供たちは、親、教師、大人への不信感を募らせている。

二 教育問題発生の原因について

多くの人々の心を痛めるこのような不幸な現象の由って来る根本的な原因として、次の諸問題が指摘されよう。

一つは、学校教育の急速な発展過程を生じたひずみへの対応の遅れである。特に昭和三〇年以降、GNPと高等学校への進学率とはほぼ平行して急成長を遂げている。経済の高度成長過程においていろいろなひずみが現れた。例えば公害や環境問題などは、世論の高まりと関係者の努力によってその抑止、改善の措置が進められ、かなりの効果を上げつつあるのに、独り教育問題についてはひずみに対する反対が鈍かった。なぜであろうか。

明治以来の教育近代化の成果に対する自負と実績、戦後の教育民主化や教育機会均等の理念への信奉が強く、かつ、国民の強い教育志向に押されて進学率の上昇や学校教育の規模の拡大と改善が急速に進んだ。しかし、この間、関係者は教育条件の整備に目を奪われ、子供を人間として見つめ、その心を大切に育てようとする視点を見失いがちであった。この点への指摘、警告もあったが、元来、継続性と安定性を求める教育

制度の特徴もあって、それへの反応と対応を鈍らせていた。

二つは、教育理念の形骸化である。教育の機会均等は優れた近代教育の指導理念であり、これにより国民全体の教育水準を高めた成果は世界に類例が少ない。

しかし、教育の普遍化が進むに伴い、国民の持つ人並意識や平等意識がこの理念を教育の画一化や平等化へと形式化させた。これを裏から見れば、生徒の個性、能力、適性等の多様性に即してそれぞれの長所を伸ばす本来の教育を差別と考え、その実践を躊躇させる風潮が強まる結果となった。さらに、近代教育の理念である業績主義に基づく公正な競争と宮観の評価は、測りやすい知識量を単一の基準と尺度で測定する技術に走り、生徒の個性や多様な能力を適切に評価することを避けたテスト主義と入試制度へと形骸化した。

我々は殊更に欠点を摘発しようとするものではない。健全な家庭は多いし、優れた教育実践も少なからず行われている。そして、国民全体の強い教育志向も高く評価できる。しかし、ここに述べたような諸原因が不幸な現象を引き起こしていることは否定できない。我が国の教育は全

体として重苦しい空に包まれ、伸びやかな活力を失いかけている。

三 教育改革の基本的視点について
以上考察したように、構造的とも言うべき今日の教育の病弊を診断し、

明治一〇〇年、戦後三五年の教育を省み、将来を展望するとき、感が国の教育は今日、まさに改革を加えなければならぬことが痛感される。

教育の改革にはいろいろな考え書があるが、我々は現状の分析に基づいて、改革の基本的観点を次のように絞った。

(1) 教育は、いずれの民族、国家、社会にあっても、先人の築き上げた文化を次の世代に伝えるときもに未来に向かって若い世代を育てることを使命としている。しかし、戦争、敗戦そして占領下に再出発した現在の教育は、むしろ過去の断絶と対決によって、新しい自由な民主的な国家、社会の建設に希望と期待を寄せて、窮乏の中から国民的な努力によって築き上げられ、今日の盛況を見るに至った。

同時に、この盛況の中で既に考察したような病弊が診断されたのである。

いつの時代でも不易なるものと

変化するものとが存在することを歴史は我々に教えている。教育本来の使命に立ち返り、我が国の文化の選択的な継承とその創造的な発展を目指しつつ、激しい変貌の予想される本来社会に柔軟かつ主体的に対応し得る人間の教育を目指し、長期的展望に立って教育体制を慎重に再構築する基本的態度が必要である。

(2) 社会的存在としての人間が自他に共に円滑に社会生活を営んでいくために必要な徳性や生活習慣を、幼児期から人間形成の過程で身に付けさせる。このことに関連して、何人かのメンバーから、自己の確立とともに人間と人間、人間と自然、人間と科学、人間と環境、人間と世界など、いわば人間の位置付けについて自覚させる必要があるとの指摘があった。

(3) 既存知識のいたずらな詰め込みと化した知識偏重の教育の弊を改め、知識の基礎、基本を学ぶとともに、問題を発見し、問題を解決し、創造力を培う深く考える知育を深める。また、学ぶ意欲と楽しさ、自己学習の態度と方法を身に付けさせる。

(4) 高齢化社会に向けて、生涯にわ

たりすべての人間活動の基礎をなす健康と体力の増進に努める必要がある。また、何人かのメンバーから、体を働かせることによる精神の高揚を体験させるべきであるとの指摘があった。

(5) 物質的な豊かさの中で心の貧しさが訴えられている。豊かな人間性と文化性をはぐくむため、知性とともに、今後は一層、芸術などによる感性を養う教育に努める。

(6) 教育は学校教育だけに限られたものではなく、青少年期だけの営みでもない。生まれてから始まり、生涯にわたる生涯学習の構想の中で、学校教育の意義と役割及びその限界を再確認し、家庭、社会、職場の果たす教育的役割を活性化するとともに、生涯学習を可能にし、促進し得るような社会の制度と慣行を生み出す学習社会の建設を目指す。

四 教育改革の方向と主な課題について

零歳から始まる生涯教育・学習の構想を確立し、人間の心身の発達段階に即した適時性のある教育を行う体制の確立を図る。そのために必要なくつかの重点は次のとおりである。

る。

(1) 零歳から幼児教育

零歳児からの教育においては、特に、愛情と信頼をよって、人間の自己規制の基本となるしつけ、自主的な生活習慣をはぐくみ、感性を豊かにすることに重点を置き、親の自覚を促し、家庭の教育的役割を活性化させる。その際、核家族化や少子化の傾向の中では近隣地域社会の協力和連帯が強く求められる。

何人かのメンバーから、昨年ようやく緒につき始めた胎児からの人間発達の研究を促進して、その成果を着実に教育活動、特に親のための教育などの面に活用するよう努めるべきであるとの指摘があった。

また、独り子や母親の職場進出が増加する傾向の中で、保育や集団教育の必要性が強まっているので、就学前の幼児の施設教育について幼稚園と保育所の機能の整合性を図る必要があるとの指摘があった。

(2) 義務教育（小学校と中学校）

義務教育は、明治以来の国民基礎教育という考え方と戦後の平等意識に押されて画一化している。また、中学校卒業後ほとんどの者

が高等学校に進学する今日では、義務教育の完結性という考え方も形骸化している。これらの現状について、何人かのメンバーから、義務教育の意義と内容の再検討が必要であるとの指摘があった。

義務教育においては、知育、徳育、体育について基礎、基本の徹底を図り、教育内容の精選と指導方法の改善を図る。

小学校低学年の教科の再編成を行い、国語、算数に重点を置き、その内容と指導方法を改善する。

落ちこぼれのきつかけをなくするため、学習や学校生活での最初の小さなつまづきを発見し、克服するように指導し、子供に挫折から回復する力とこれを克服する力に身に付けさせる。

また、小学校中学年までの段階で自分のことは自分でできるようにし、さらに中学校までの時期では他人のために進んでいろいろなことをしてあげられるようにする。

さらに、教科教育以外でも学校での生活全般の充実を図るとともに、学校外の青少年団体活動、社会奉仕活動等への積極的な参加により、連帯、労働、奉仕などに

いての体験学習を促進して、これに対する適切な評価を積極的に行う。

(3) 中等教育（中学校と高等学校）

中等教育は、人間としての基礎を作る一〇代の青春期であり、能力、関心、適性などが次第に多様化する成長期であり、生涯にわたって自主的に学習する意思、態度を養う重要な時期の教育である。この時期の学校制度が中学校三年、高等学校三年に分かれ、その間に入試選抜という一種の振り分けが行われていることが今日最も批判のあるところである。中学校は義務教育の一環であり、ある面では小学校の延長と見られているが、同時に、高等学校と合わせて中等教育として構成されている。中等教育、中でも中学校は学校制度上、最も難しい位置に置かれている。

既に指摘したように、この時期の少年の多様性に即応した教育の多様化、弾力化の必要性は理論としても実態としても認められているが、有名大学への進学志向、いわれなき差別教育観、人並意識からの平等、画一化などに威圧されて実現されなかった。このことが確認され、実現されていたなら

ば、高校入試もいわゆる偏差値振り分けの単一基準による選抜は当然改められていたはずである。入試の基準や方法の多様化、中・高教育の一層の継続化、中等教育の多様化や弾力化など各方面で指摘されている諸点については、意見も分かれ、実現を阻害する条件も少なくないであろうが、学校制度の検討を含めた対策が必要である。

なお、初等・中等教育の教育内容について、何人かのメンバーから、国語、幾何を含む数学及び外国語の学習については、従来の教科と専門家の枠にとられず、広く関係の有識者を含めて、徹底的に検討する必要があるとの指摘があった。

(4) 高等教育（大学、短期大学、高等専門学校、専修学校）

高等教育も諸外国に比して著しく普遍化、かつ制度的にも多様化した。高等教育に関して指摘されるべきことは多いが、特に次の点を強調したい。

一つは、多様化した高等教育機関の間の相互認定を認める制度を検討する。多様化した高等教育機関はそれぞれの目的を持つものであるが、同時にそれらが閉

鎖的にならず相互に開かれた関連をもって、高等教育を一つのシステムとして発展させることが必要である。

二つは、大学は入学試験よりも、入学後の教育を厳しくして卒業者を厳選する。我が国の大学の教育に厳しさが欠けていることは、外国人教師や留学生からも指摘されている。

三つは、大学教育について、実態としての一般教育のあいまいさや専門教育の不徹底さが指摘されて久しい。新しい時代に向かって大学の一般教育の理念を再構築し、指摘される一般教育と専門教育の区別を廃し、改めて両者を統合した大学の教育内容をそれぞれの大学や学部のために即して再編成する。

四つは、大学の単位制と学年制の二重の規制の緩和である。大学院進学を希望する適性ある学生への配慮や、帰国学生について既に認められている秋学期入学など国際的な学年暦との調整等の観点から、単位数を基礎にして、修業年限は四年を標準とする弾力化を図る。

以上のことを含め、最後に、我

が国の高等教育、なかんずく大学院に対する施策の遅れが指摘される。今後の学術研究の水準の向上、研究者の養成、高度の専門職や国際的に活躍し得る人材の育成などに適切に対処していくため、私学の占める率が高い事情も考慮しつつ、大学及び大学院の質的な充実に努めることが急務である。

(5) 人物の評価

人間の個性、能力、適性ないわゆる人物の評価に対する世人、社会、企業、官公庁等の考え方や慣行を見直す努力が特に必要である。就職採用時や入學段階における人間評価についての根強い風潮と慣行は、今日深刻な問題となっている。受験体制教育の改革の最大の阻害要件となっている。

特に大学入試が高等学校以下の教育に及ぼしている影響の深刻さを考えると、個々の大学は自己の大学の個性と特質を明確にして、それにふさわしい学生を受け入れる独自の選抜方式を工夫することが強く望まれる。知識の量を単一の尺度で測る方式は、短期間に大量の受験生を選別する入試においては確かに便宜で効率的であろうが、その結果と影響がどのような

ものであるかは既に指摘し尽くされている。人間の多様な能力、適性を評価するためには、多角的な評価基準と方式が必要なのは自明である。問われている現行の入學試験体制は関係者のよほどの決意と努力なしに改善されない。しかし、今日、それが切実に求められているのである。

学校段階を追って上級の学校に進学する制度は、学校制度の理論からすれば理のあるところであるが、今後は学習意欲を抱いた職業人や社会人が再び学校教育に戻る傾向も強まるので、その面からの受験の資格や方法の弾力化が図られる必要がある。

これと関連して、職業その他の資格試験・検定試験については、義務教育修了後は学歴を離れて自由に受験できる道を開くべきである。ただし、職業分野によっては、一定の学問的訓練や年齢を必要とするものであるであろう。

(6) 教員

教育問題は教師の心構えと資格を抜きにしては語れない。教員は単なる労働者でなたい。寄せられた国民の意見の中でも、生徒から信頼される教師への期待と、現状

に対する不満に関するものが最も多かった。

教職課程における教育実習を始め教員養成教育の改善、充実が必要であるが、教員に適格者を求めるためには、養成や資格の改善だけではなく、正式採用前に一定期間のインターンシップ制を導入することが必要である。

社会経験豊かな社会人が様々な形で教員に加わることが望ましく、そのためにも、教員研修の場を拡大し、かつ充実することが望まれる。また、教員が教育に専念できるような条件の整備に配慮すべきである。

(7) 国際性

国際的に相互依存と相互関係が緊密となり、地球規模の課題が多くなるので、国民の視野を内外に広げることが今後ますます必要となってくる。教育においては、他人への思いやり、人間の周囲との関係や位置付け、さらに自国文化の理解と尊重とともに異なる文化への寛容と理解が重視される。国の内外における外国の青少年との交流や、立ち運んでいる留学生の受け入れ、学校教育における子弟の外国での学習・経験の評価や

外国人教師の積極的活用、さらに外国語学習と外国人に対する日本語教育について、学校、社会、政府にわたって特段の努力が必要である。

(8) 教育制度

教育改革とは当然、学制改革であるとの考え方もある。学校制度、特に学校段階の区切りを改めることによって教育の内容や実質を改めるという刺激的な方法もあり得よう。しかし、今日の構造的ともいえる教育の病弊の改革のためには既に指摘したいくつかの根本的原因に対する国民的な自覚と合意が前提となる。また、学校制度は本質的に継続性と安定性を求めるため、確かに硬直化しやすい傾向がある。自由にして闊達な未来を展望するとき、今日の時点で学校制度や学校段階の区切りを一律に改めることは必ずしも妥当ではない。

しかし、いろいろな希望を持つ人々や社会の要請にこたえ得るよう、学校教育制度の多様化と運用の弾力化を図り、希望する者に選択の余地を残す学校制度の再編成を図ることは、もはや避けてはならない。むしろ一律的な学制改革よりもこの道の方がはるかに困

難であろうが、国民の合意と努力によって新たな教育体制を再構築していくためには、この道の方法が望ましい。

(8) 教育制度

○個別意見

鈴木健二

六・三制が発足した終戦直後と異なり、現代の日本は、社会形態及び青少年の心身の発達が二世紀を含む未来への展望を可能にする基礎を固め、ようやく確立した個人意識は市民生活への多様な欲求を高めた。その一方、學力、無気力、無関心、入試制度などの教育のひずみが心の荒廃を生むに至った。こうした過去から未来への大きな転換点である今こそ、教育改革は断行されなければならない。

政府は「國を興するものは教育である」という理念を高く掲げ、国民が良き市民であろうとする最高の機会である教育の場を、個人の生涯にわたって提供する努力をすべきである。

具体的には、胎内に生命が宿った時から教育を受ける権利を有する観点に立ち、マイナス一歳児教育から出発し、優しさや勇気や愛などの不易なるものげ幼児期より教える保育

教育を充実する。また、必要な読書時間、基礎体力、様々な可能性の伸展のために中学校を四年とし、さらに、大学に入りやすく出にくくして、その遊園地化を防ぎ、加えて、大学生には選挙権を持たせて社会参加の意識を持たせるためにも、高校卒業を二〇歳としたい。したがって、七歳入学、義務教育を中学二年までの八年間とする六・四・三・三制がふさわしいと考える。

それぞれに中学・高校・短大あるいは大学院の機能を付置する総合、芸術、体育、農、商、国際、医及び産業資本導入の工の大学を設置し、相互に自由な編入を認め、大学入試・教員試験及び一切の國家試験は義務教育修了を受験資格とする。

曾野綾子

教育の荒廃の原因について、私は二つの要素を指摘したい。

①戦後教育は、一貫して受ける権利の確立を目指してきた。しかし人間の充足は、与えられると同時に与える光栄を知る時に始まる。言え、その時から初めて人間は動物を超えた精神的存在となり得るのである。それが、物質と魂の二つの要素によって生きる人間の幸福の自然な姿であ

る。

それゆえ私は、國家權力によらず、全くの自由意思に基く、という二つの前提条件が満たされる場合には、自らを惜しみなく与えられるような人間になることを、教育の目標とされることを願う。

②教育の荒廃は、教師が、自ら労働者だと宣言し、教師の人權闘争をストライキによって展開しようとした時に始まった。時間と賃金の契約によって就労するのが労働者だが、自らに労働者だと規定した人たちに、どうして子供たちは尊敬を感じるのであろう。尊敬と感謝は人間関係と教育効果の基本である。

また我々は、物の生産に対してストライキもなし得るが、人間に対してはストライキができないのである。しかし私は教師のスト権をなくせなどと言っているのではない。制度は緩やかであっていい。しかし教師が改めて、人間を育てる仕事の本質のために、戦後、情性で行われてきたすべての制度と思想の再検討を勇氣をもって行うことにより、教師自らと生徒のみずみずしい人間回復は可能だと思ふ。

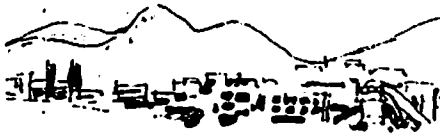
山本七平

法によれば義務教育の義務は親に課せられている。義務を課せられている以上、我が子の教育に関する諸権利は親が持つのであって、政府が持つのではない。そして政府は、親がその教育権を行使し得る諸制度、諸施設を整備する義務があるはずである。だが現状では、親は、学校への選択権、カリキュラムへの選択権、教師への選択権等を持っていないに等しい。いわば、定められた学校と定められた教師による画一的カリキュラムを国から配給され、それを黙って受け取るのが国民の義務だという形になっており、これを義務教育と誤解されそうな現状である。その誤解がまず改められるべきである。

これは昭和一六年四月から、国民学校からであって、それ以前は、民間で相当に自由に実質的に小学校を建て、その学校を選択すること（トットちゃんの場合）も、自宅で教育して所定の試験に合格して義務教育履修と認められることも可能であった。いわば親の選択権が認められていたのである。だが不思議なことに、戦後、小学校が復活しても、この点は国民学校のままで、すべてが自由化した戦後において、教育だけが自由

化した戦後において、教育だけが画一的硬直化をそのまま継続した。問題の図本はここにあると私は考える。もちろん、昭和一六年以前と現代は同じではないが、画一的硬直化して複雑化・自由化を行い、親が子の教育に関して様々な選択権を行使する道を政府は積極的に開くべきであるかと私は思う。

(84・3・22)



資料二
京都座会「学校教育活性化のための七つの提言」

◆京都座会のメンバー ▽松下幸之助・P H P 研究所長一 座長 ▽天谷直弘・産業研究所顧問 ▽飯田経夫・名大教授 ▽石井威盟・東大教授 ▽牛尾治朗・ウシオ電機会長 ▽加藤寛・慶大教授 ▽高坂正堯・京大教授 ▽塚屋太一・作家 ▽立教大教授 ▽堺屋太一・作家 ▽広中平祐・京大教授 ▽山本七平・山本書店店主 ▽渡部昇一・上智大教授 ▽江口克彦・P H P 研究所専務一 事務局長

教育の在り方について、今日ほどお互いに真険に考えてみなければならぬときではないと思えます。それは、青少年非行の増加や校内暴力の多発、受験地獄や落ちこぼれといっは表面的な理由からだけでは無いと思えます。

たしかに日本はみごとに工業化社会を達成しそのために果たした教育の役割は高く評価されます。しかし、この成功の反面画一的な学校制度の枠内で、単一の目的のみを追求す

る教育に対する反省が、次第に高まってきたことは否定できません。事実、近づく二十世紀は、情報化の進展を基礎とした、高度な知識と技術が集約された社会、そうした社会では、豊かな情操と、人と人との触れ合いが一層求められていくでしょう。また、わが国国民が国際社会で活発に活躍することにもなるでしょう。二十一世紀の社会を展望するとき、私たちは今、その新しい時代に即応し得る新しい教育をつくり出す、すなわち現在の教育を、次代にふさわしい教育に変革するということに、総力をあげて取り組まねばなりません。

しかしながら、われわれは、現実からかけ離れた単なる理想的改革案を述べることは、意味のないことだと考えますし、また同時に、劇的かつ急激な変化だけを求めるものでもありません。

今日までの教育の成功した面を十分に考慮しながら、あくまでも改革可能な、しかし、この可能性の限界ぎりぎりまでの提言を、ここでは初等・中等教育に絞って試みてみたいと思えます。

それでは、どのような改革をすべきでしょうか。

二十一世紀の社会に適応し得る教育、それはあらゆる教育の場において、公正な競争原理が機能するものでなければなりません。超高度な技術、そして多様化された社会は、多様かつ優れた人材の輩出を要求するでしょう。そのためには、学ぶことに意欲の持てる学校をつくること、すなわち生徒同士の競争ばかりではなく、先生同士にも、よりよい教育を目指して、自由に競争できるような条件をつくり出し、よき教育が普及し、あしき教育が淘汰(とうた)されるようにすることが大切です。正しい競争のないところに、成長も発展もありません。正しい競争から逃避し、意欲を失った先生のもとでは、子供たち一人ひとりの個性に即した教育が出来るはずがないと思えます。教育は、でき得る限りの公的機関からの、束縛や指導を排除し、教育の独立を基本とした自由は状況の下で行なわれることが望ましいと思えます。とりわけ、教育制度は、さまざまな制限を可能な限り撤廃、もしくは緩和すべきでしょう。確実にいえることは、現在の画一的かつ固定目的な学校制度のもとでは必然、単一の目的のみで追求する教育と希望に満ちすことは困難です。少なからざ

る子供たちが心のゆとりを失い、結局は落ちこぼれるということにもなるでしょう。こうしたことを考えてみると、この際六・三・三制の区切り方にこだわらず、固定的でない、自由で弾力性のある新しい学校制度を試みる必要があると思います。

さらにまた、学校を卒業していかなくても、進学資格や職業資格が取得できる仕組みを整備することが大切だと思われまふ。初等教育の段階で基礎的な学力さえ身につければ、子供たちがどういふ教育の道を歩むかについては、できるだけ自由に、ある者は専門の興味を深め、また、ある者は新たな道に向ってやり直しがきくように、教育制度を弾力化することが必要でしょう。独学で、あるいは私塾で学んで途中から大学に行くことができる、社会人となつてからまた勉強することもできる、といった多様な選択を可能にすることが望ましいのです。

入学者の選抜もまた、自由にすべきでしょう。現行の選抜では、画一的な人間を生み出すばかりで、多様化の進む二十一世紀の社会に適應し得る人材を育てることは不可能です。選抜方法をもっと多様化する工夫が求められているのではないでしょう

か。

学校の設立も、自由の度合いを大幅に広げて、民間による学校を中心とした教育に逐次移行させていくべきでしょう。そして、教育の場としての学校相互に、よりよい教育を目指して競争をさせなければなりません。そうした競争があつてこそ、学校は質的に向上し、充実したものになつていきます。

幕末から明治維新へという大変革の時代、広く地方に勃興(ぼつこう)した私塾が、次代を切りひらく教育の、大きなうねりをつくり出したことを思い起してください。それは新時代の到来を自覚した一人ひとりからほとぼり出た改革への息吹であつたのです。今、明治維新に劣らぬ変革の時代に、民間による多様な学校が自由に設立され、学校選択の幅が広げられることによつて、子供たちに魅力のある、学ぶことに意欲の持てる学校をつくり出さなければならぬのです。

新しい学校はそれぞれ独自の教育方針と教育内容をつくり出し、実行することになります。そうした中で、社会人としての共通の規範を身につけさせる規範教育は、もう一つの重要な課題といえます。これを道

徳教育のおしつけと反対する人がいるかもしれませんが、人間として振るための規範、あるいはその社会を維持し発展させるのに欠くことのできない規範、そうした規範を子供たちに信念をもつて教育することは、二十一世紀の社会を子供たち自身が幸せに生きていく道でもあります。もちろんこうした規範教育は、家庭、地域、職場等、あらゆる場所でも、とりわけ家庭で行われなければなりません。もともとの教育は、家庭から出発すべきものなのです。家庭こそ子供たちの人間教育、規範を身につけさせる場としての、責任の一端を担つていると思います。

教育とは、子供たち一人ひとりを、それぞれのもてる能力が十二分に発揮できるよう、育てることであるといえるでしょう。それは、自由で、正しい競争原理が機能する、多様な個性ある教育あつてはじめて、可能であるということです。二十一世紀は、すでに私たちの視界の中に入つています。視界の中に入つています。現行の教育を二十世紀に向うにふさわしい教育をするよう、今、私たち国民一人ひとり、真剣に考えなければならぬと思います。

●学校教育活性化のための七つの提

言

一、学校の設立を容易にして、多様化すること。学校設立への規制や指導を緩和し、教育に志のある者はだれでも自由に学校の種類を多様化すべきです。画一的な学校のみではなく、教育理念に燃えた人によつて設立される、個性的、特色ある教育内容をもつた学校の存在があつてはじめて、子供たちの千差万別、それぞれの持つ個性をはぐくむことが可能になるでしょう。

二、通学区域制限を大幅に緩和すること。現在あるすべての通学区域の制限を大幅に緩和し、子供たちが行きたい学校で勉強できるように、学校選択の自由を広げるべきです。通学区域は、教育の機会均等、平等の視点から行政の義務として始まつたもので、それはそれなりに今日まで意味がなかつたわけではありません。しかし、それがほぼ達成された現段階では、学ぶ側の学校選択の自由を確保する措置が必要となりつつあるのではないでしょう。

三、意欲のある人を先生にすること。現行の教員免許制度を改めて、適性と能力を、そして意欲のある人なら、たとえ一般社会人でも随時、常勤または非常勤の教職に就きうる

ようにすべきです。そしていったん教員になった人々に対しては、さまざまな形で研修を充実強化し、場合によっては再選抜制、あるいは任期制の導入も考えてみる必要があるでしょう。

四、学年制や教育方法を弾力化すること
子供たち一人ひとりのもてる能力は、さまざまです。それぞれの子供にあった教育を行うためには、固定的な学年制を弾力化すべきです。

子供の学力に応じて、飛び級制度があってもいいと思いますし、義務教育といえども留年制度があってもいいと思います。さらに、優れた才能を重点的に伸ばすような、特定科目だけの進級制度も考えてもいいと思います。また、教育内容やその方法も、一つの枠にこだわらず、学校設置者、すなわち国、地方自治団体、法人個人を問わず、自由に決定できるようにすべきでしょうといえ、言語や教員などの共通知識と能力の程度については、年齢段階ごとに決め、標準教育水準学力認定制度を設け、国民としての最低教育水準を維持する必要があります。

五、現行の学制を再検討すること
現行の六・三・三制という区切り方には、それなりの意味がありますか

ら、一概に否定すべきではないと思いますが、しかし、世の中に唯一絶対の学校制度などあり得ません、例えば六・四制でも六・六制でも、あるいは五・四制でも、設置者が自由に選択できるようにすべきです。さらに前項の標準学力認定に合格すれば、学校を経なくてもよいようにすべきです。

六、偏差値偏重を是正すること
偏差値を偏重した進学指導をすべきではありません。学校選択はあくまでも学ぶ側にゆだねて、学校はその子供の適性を考えた進路指導を行うべきでしょう。そしていずれの学校も、それぞれの特色に応じて選抜制度を決定出来るようにすべきです。したがって、入試方法も各学校で、自由に決められるいうこととなります。中には学校からの評価以外の文化・芸術・スポーツ・社会等の学外活動における評価や自己評価などの多様な方式を併用するところもあっていいでしょう。

七、規範教育を徹底すること
人が人であるための共通の規範があります。例えば、自分自身の言動に責任を負う責任感、他人の気持ちを思う心のやさしさ、法を守りルールを尊ぶ公平な気持ち、これらは、社会

を維持し、発展させるために欠くことのできないものなのです。また、規範というものは、団体や強制によって身につけさせるものではありません。なぜそうでなければならないのか、グループの場で納得、体得させることが大切です。むしろ、このような規範の習得は本来、家庭や社会での教育としてなされるべきでしょうが、学校においてもその十分なる対応がなされるべきだと思います。

こうした教育改革を通めるに当っては、常に二十一世紀に生きる子供たちの幸せを第一に考えていかなければならないでしょう。そして、お互いにこの原理に立脚しつつ、改革が過度になり過ぎず、人間としての良識の範囲を越えないよう、配慮したものだと思います。

(84・3・13)

資料三

「創造性、多様性、国際性を求めて—
経営者からの教育改革提言」

● 緒言 経済同好会

日本経済の前進と歩調を合わせ企業活動を拡大し、その体質を強化することは、経済者共通の願いであるが、来世紀へ向かっての環境予測は困難を極め、生き残りの作戦が多数の企業にとって大きな課題となつて

いる。

こうした中で、人材の獲得と育成は、社会のいかなる局面においても最も重要な意味を持つものと考えられる。期待される若者の資質を別にまとめることはリスクを伴うが、抽象的表現を用いるならば、「創造性」「多様性」「国際性」の三つに集約されよう。創造性については、その潜在能力が困難であるとはいえず、望ましい資質の第一位にランクされるべきものであろう。多様性は画一性の対象語であり、社会多くの局面において、その伸展が望まれている。異なつた個性を持つ人材の組み合わせは、企業にとって活力の源泉であり、不確実な未来にフレキシブルに対応していくための保証にもなる。国際性に関して自戒すべきは、日本人の役割に対する他国民の期待の増大である。日本製品が世界のすみずみまで浸透し、工場進出も盛んになってきたにもかかわらず閉鎖的な体質は教育界をはじめとする社会の諸分野に色濃く残っており、国際化のニーズへの対応は大幅な遅れを示している。

以下各項は、創造性、多様性、国際性を具現するため、各項が取り組まなくてはならない課題と対策につ

き本会の見解を明らかにしたものである。順序としては、新人を受け入れる企業、官庁等の対応から論を起し、次いで大学の個性化、大学入試の改善、中・高の学制改革ときかのばり、さらに国際性とハイテクノロジー時代への対応について言及することにした。

●企業・官庁等における人事評価基準の見直し

人事評価の基準は、組織の特性によって異なり、また時代による変遷も考えられるが、基準の立て方に哲学がなく、無難な運営のみ専念するならば、その組織はもとより、ひいては社会全体の活力減退を招来することになりかねない。企業は人事政策（特に採用）の理念と方式が、教育界に多大な影響を与えている事態を重視し、独自の工夫を組み重ねなくてはならない。同様の意味で、社会的役割の大きい国管章の資格試験（公務員、教員、司法官、医師等）についても、それぞれの立場において、理念と方式に関する自己再点検が必要であろう。

以下は、主として企業の焦点を合わせ、(1)～(4)では人事一般、(5)以降は採用人事について述べる。

(1) 従業員の個性を尊重するための

人事政策を実施する。

(2) スペシャリストを尊重し、その能力活用に努める。

(3) 女性の潜在能力を引き出すための積極的人事を行う。

(4) 青年海外協力隊など有意義な卒社活動我希望するものに對し便宜を与え、給与や昇進等に関して不利にならないような人事を行う。

(5) 過度の同質化を防ぐため、中途採用の道を広げる。

(6) 卒業後二、三年以内の志願者に對しても採用の道を開く。

(7) 海外子女としての体験を持つ者、外国の大学を出た者を年齢、採用時期にとらわれず積極的に受け入れる。こうした対応によって企業は国際化への戦力を増強し、同時に従業員の海外駐在に伴う問題点の一部を自力で解決する。

(8) できるだけ多数の学校からの採用を志向する。同程度の能力を持つとみなされる複数の応募者がいた場合は、自社に卒業生の少ない学校の出身社を採用することが望ましい。

(9) 選考に当たっては、志願者の「生き方」「考え方」「問題意識」をはじめとする個性を重視する。

④ 國の管掌する資格試験には、学力のみでなく、当該能に必要な人間

性についての審査を組み入れることが望ましい。

●大学の個性化

過去数十年間、社会の諸分野に画一化と没個性化の波が押し寄せたが、この現象は工業化社会形成期に見られる世界共通のものといえよう。とくに、わが国においては、画一的に流れやすい国民性に加え、工業化が欧米諸国よりも急激に行なわれたため、この傾向は極めて顕著であった。

この間、大学に対する人々の評価も画一的になりがちであったことから、大学群の序列化が意識されるようになった。こうした過去から脱却し、未来社会に向っての国民ニーズの多様化にこたえるため、各大学は、他校のひそみにならうことなく、創学の理念と地域の特徴に根ざした独特の校風を振興しなければならない。

(1) ある程度の歴史と実績をもっている大学は、独自のカリキュラムを編成し、教育の運営に当たっては、従来の講義主体の運営にとらわれない方式（ケース・スタディーまたはビデオ講義とグループ・ディスカッションの組み合わせなど）を通して採用すべきである。文部省はこれに對し積極的評価を与えることが望ましい。

(2) 校風に適合した学生を選抜するため、入試方式の個性化を図る。

(3) 選考に當って学力のほかに卒社活動、体験学習等の実績について評価する大学が多くなることが望ましい。

●共通一次試験の改善

現行の五教科七科目の共通一次試験については、根本的に見直す時期にきているものとする判断する。国語と数学という基本教科を共通一次にゆだねることは、二次側にとって自然な選択と思われるが、その他の教科については現行方式による単一尺度に大きく依存することは、小、中、高校の教育に好ましくない影響を与えるものと憂慮される。国語と数学以外の教科については、各大学、各学部による独自の審査方式が考案されることが望ましい。

(1) 共通一次は、国語と数学の二科に限定し、年に三～四回実施する。

(2) 前項が実現した場合、多くの私立大学が、これを活用することが望ましい。

(3) 外国語については、「読む」「書く」「聞く」「話す」の四動作が総合的審査される英検（実用英語技能検定試験）・TOEFL等の機関を活用することが望ましい。「聞

く「話す」の能力審査が行なわれていない共通一次は、中・高校の英語教育に好ましくない影響を与えているので削除した方がよい。ただし、多少のリスクとコストアップを覚悟して英検やTOEFL等の方式を大幅に採り入るならば、存続もあり得る。

(4) 社会科は断片的知識の暗記本位となっているので削除し、二次側の審査にゆだねられたい。しかし、社会科が重要であることは変わりなく、二次側としては中・高校を通じての成績表を審査することにより、その学生が社会科にどのくらい注力してきたかを知る必要がある。また二次側は小論文、面接、その他特に工夫された筆記試験など独自の審査方式によって、社会科に関する受験生の実力および潜在力の深知に努めることが望ましい。

(5) 同様の理由によって、理科も共通一次から削除し、和次側の審査にゆだねたい。理科の重要性については、社会科と同様に十分の考慮がはらわれなくてはならない。特にわが国における社会科学系、人文科学系の出身者の理科一般に対する知識や関心が、欧米人に比して不足気味であることを思えば、なおさらである。

●六・三・三制の見直し

白紙の状態では六・三・三か六・六かの二者択一を迫られるならば、中間に入試がなく、ゆとりをもって学習できる六・六の方が望ましいといえよう。しかし、現行の三・三を一気に六に移行させることは難事であり、別の意味の画一化による弊害が生ずることも予想される。まして、五・四・四やそれに類する新構想の実現を迫ることは非現実的である。現時点においては、学制の多様化を図るための現実ステップが望まれている。

(1) 学校教育法の一部改正によって、六・三・三と並行して六・六の存立許容する

(2) 前項の法改正を待って、意欲的な私立種が率先して六の組織化に進むことが望ましい。

(3) 公立校の場合、地域によって意識差があると思われるが、まず、二割程度を目安に六移行させ、三・三と対応しながら育成していくことが望ましい。

(4) 六・六が実現した場合、後の六の前半に当たる三年間(義務教育期間)については、従来通りの経済的経受益が確保されるよう十分配慮する。

(5) 正規の高校以外の私塾などを経て大学入学資格検定試験に合格し、大学を受験する学生が増えているが、そうしたパイパス走者の存在と私塾の存在を積極的に評価したい。

(6) さらに一歩進めて、上級学校入学資格検定試験を廃止し、入学可否を受け入れ校側の自主裁決にゆだねることを提唱したい。これにより学制上「六・三・〇・四」や「六・三・三・〇・二」の教育が活発に行なわれるようになり、ソシアル・モビリティが増進される。また(5)(6)の行動が現行教育の「よどみ」に対する刺激材料になり、同時に国庫助成を当てにしにルートの増大の引き金になることが期待される。

●国際化への前進

経済の国際化が進展することによって、人々の心がますます外へ向かって開かれていくという保証はない。わが国においては、外国に対してだけでなく、国内の多くの分野において閉鎖性が根強く残存しているので、それを克服するための施策が積極的に展開されなくてはならない。

(1) 幼いころから異質なものに対する寛容の心を養い、進んで興味と関心を持つような教育が家庭、幼稚園、小学校等において行なわれるべきで

ある。

(2) 自国文化に対する愛着と習熟は他国文化理解のためにも、また自らのアイデンティティ確立のためにも不可欠である。小・中・高校における国語と歴史の学習内容と方式には大幅な改善が必要である、

(3) 中・高校の英語学習に当っては、学習指導要領に明記されているように「読む」「書く」「聞く」「話す」の四動作が重視されなければならない。現行教育では「読む」以外の三項目に対する注力が一般に不足している。

(4) 四月新学期制から九月新学期制への早期移行を図るこれによって九月新学期制をとっている大多数の国々との教員、学生の交換が容易になり、サマースクールの相互活用も円滑になる。経済界としては、この移行により新入社員の入社時期が四月から九月となり、実施年度においては多少の不便が予想されるが、これによって失なうものは少なく、長期的に得るものは甚だ大きい。

(5) 英・独・仏以外の外国語の能力を尊重するため、大学入試においてはその能力をメトリック計算に入る配慮が望ましい。入学後、阪学の中にその語学講座がない場合も、校外学

習の成課評価し、単位として加算することが望ましい。

(6) 企業と官庁等は、特殊語学を学ぼうとする若者の意欲が減退しつつある傾向にかんがみ、インセプティブを含む諸対策を講ずべきである。

(7) 海外からの留学生の中には、短期滞日して特定技術または技能を習得して帰国しようとする者も少なくない。こうした留学生への便宜のため、英語によるカリキュラムを増設することが望ましい。

(8) 学校における外国人教師、企業における外国人正社員の採用を広い地域から積極的に行う。

● 科学と技術の教育強化

わが国の工業力は、「応用」と「展開」の優れた技術に支えられており、「基礎」の分野については先進国に負うところが多いというのが通説によるが、今後は「基礎」研究を結実させることによって、世界に対する貢献度を高めなくてはならない。また「基礎」こそ最も獨創性を必要とする分野であるから、日本人の能力の限界についての通説を打破するためにも、学校教育の各段階において、個人々の獨創性を振り起していく教育が強く望まれる。

(1) 政府は科学・技術(特に基礎)

に対して予算を重視配分し、長期的視野に立ったアセスメントを行う。

(2) 財務内容のよい企業は、積極的に基礎研究を拡大強化する。

(3) 前二項と連動し、大学は理学部の拡充を図る。

(4) 産学協同は、商品の流れの中で市場に近い下流の分野よりも、上流に当たる基礎の分野に注力すべきである。

(5) 科学と技術の分野における創造力早期育成を目的とする新学校法人を設立する。理工科をもつ国立大学の中から二―三校を選び、その下部に三年制の組織(付属高校に類する)を直結させる。これにより、早期から専門課目の学習をするチャンスが与えられ、習熟度に応じた高い段階の課目が受講できるようにする。また、教養課目は、技術系学生にとって、幅広い人間形成のため重要であるから、七年間の適当な時期に選択的に学習できるように構成する。

● 高度情報化社会に対応する教育
コンピュータの広範な普及によって、教育の変ぼうが促されているのが現況である。教材の編成、クラスの運営、自習の仕方などの局面にコンピュータの積極的活用による新しい方式が工されねばならない。

児童にコンピュータ操作をなじませる時期については、現行義務教育のどの段階から始めるべきかが問題になる。あまり早く始めると、数字や文字についての基礎的認識がおろそかになる恐れがあり、遅すぎる場合は、楽器やスポーツと同様に身に付きにくくなる。中等教育段階で日米を比較すると、アメリカの方がコンピュータ利用は活発であり、その面の遅れについてはキャッチアップの必要があるように思われる。また、ソフトウェアのシステム・エンジニアの育成については現状のテンポで来世紀に入っても不足数は満たされないだろうといわれている。ハードウェアとともにソフトウェアの分野での人材育成が今後の大きな課題である。

(1) 現行義務教育のどの段階からコンピュータ利用を始めるべきかについて、教育界、経済界など国民各層の衆知を集めての検討が開始されねばならない。結論を出すには時間を要すると思われるが、応急のガイダンスが要求されることになろう。

(2) ソフトウェアのシステム・エンジニアとプログラマー育成のための総合対策が立てられなくてはならない。商業高校、工業高校などにはそのニーズへの対応が特に期待される。

またこうした高校と専修学校とがドッキングされれば、教育効果は一段向上するであろう。

(3) 教員に対してコンピュータに関する知識と技能の訓練を計画的に実施する必要があり、そのための体制整備が望まれる。

(4) コンピューターと視覚教材とを組み合わせた教材の開発が急務であるアメリカにおいては、ケース・スタディーにゲームの面白さを加味した魅力に富んだプログラムの開発が活発に行われており、この分野において日本は大幅な後れをとっている。

資料四―一 (84・7・20)

臨教審に対する中曽根首相の諮問と諮問理由

【諮問】わが国における社会変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について。

【諮問理由】わが国の教育は戦後著しく普及し発展してきたところであるが、近年における社会の急激な変化や教育の量的拡大等は教育のあり方にも大きな影響を与え、今日、さまざまな問題が指摘されるに至っている。

また同時に、産業構造の変化、情報化社会の進展、生涯学習への期待の増大、各分野における国際化のすう勢など、社会の一層変化や文化の発展に対応する教育の実現が求められている。

二十一世紀に向けてわが国が創造的で活力ある社会を築いていくためには、教育の現状における諸問題を踏つつ時代の進展に対応する教育の実現を期して、教育基本法の精神にのっとり、各般にわたる施策に関し必要な改革を図ることが喫緊の課題であり、そのための基本的の方策を樹立する必要がある。

(84・9・5)

資料四—二

臨時教育審議会での首相、

文相、会長の挨拶

中曽根首相

臨時教育審議会の発足に当たり、ごあいさつ申し上げます。

各位には、本審議会の委員に御就任をお願いいたしましたところ、快くお受けいただきましたこと、誠にありがとうございます。

今日、我々を取り巻く内外の環境や時代の変化には著しいものがあり、我が国もそれに適切に対応し、政治、

経済、社会、教育、文化等の各分野において、必要な改革を押し進め、我が国の未来を切り開く新しき施策を展開する時期に至っていると確信しております。そのため、教育の分野についても政府全体の責任において、長期的展望に立って、その改革に取り組むことが是非とも必要なことであると考へ、このたび、新たに臨時教育審議会設置法の制定をみて、各界の人格眼見に共に優れた方々を委員にお願ひし、ここに本審議会が発足した次第であります。

今日の我が国の発展と繁栄は、これまでの我が国の優れた教育制度の下に育てられた国民によって成し遂げられてきたものであり、我が国の教育水準が国際的にも評価されていることは疑いのないところであります。しかしながら、近年における校内暴力や青少年の非行等の増加、あるいは学歴を過度に重視する社会的状況、我が国学校制度の画一的性格、国際性強化の必要性など、種々の問題が指摘されており、現行の教育の在り方の中には、戦後四十年を経た今日、時代の推移に伴って、適切な改革を要するものが生じてきているのではないかと考へます。更にまた、特にわが国においては、産業構造の

変化、情報化社会・高齢化社会などが急激に進むとともに、これらの変化等に関連して、単に学校教育だけでなく、種々の機会を活用した生涯を通じての学習への要請が増大してまいります。同時に各分野における国際化のすう勢から教育の国際化も重要な課題となり、これら社会の変化や文化の発展に対応する教育の実現が求められているのであります。

我が国が、二十一世紀に向けて、創造的で活力ある社会を築いていくために、教育の現状における諸課題を踏まえつつ時代の進展に対応して教育改革を図ることが必要不可欠になっていると考へるものであります。

本日の諮問は、このような観点に立ったものであります。教育改革は、我が国固有の伝統的文化を維持発展させるとともに、日本人としての自覚に立って国際社会に貢献する国民の育成を期し、普遍的人間社会の生活規範を身に付けながら、高い理想と強健な体力、豊かな個性と創造力を育くむことを目標として行われるべきものと考へます。

審議会におかれましては、本審議会設置の趣旨に思いをいたされ、教育及びこれに関連する分野に係る諸施策に関し、広い視野と将来への展

望のもとに、十分な御審議をお願いしたいと存じます。政府といたしましては、本審議会から御答申いただきました事項につきましては、最大限に尊重し、あらゆる努力を傾注して、その実現を図る所存であります。

会長はじめ委員各位におかれましては、教育改革が、単に教育の改革にとどまらず、それを通じて我が国社会そのものの改革にも及ぶものであることにかんがみ、国民各界各層の期待にこたえ、その意見を広く汲み上げ、十分御審議くださいますようお願いいたします。私のごあいさつといたします。

森文相

一、臨時教育審議会第一回会合に当たり、ごあいさつ申し上げます。

我が国の教育は、戦後、教育の機会均等の理念のもとに、教育を重視する国民性や経済の高度成長に伴う国民の所得水準の向上等により、著しく普及充実に、我が国経済、社会、文化の発展の原動力となつてまいりました。

文部省としても、これまで、中央教育審議会等各種審議会の答申などを尊重しつつ種々の施策を実施し、教育の改善・充実のための努力を行つ

できたところでありますが、遺憾ながら今日の事情において、学校教育における児童生徒の能力・適性等が多様化している事態に対する対応や、あるいは受験競争の過熱化の中で起こる偏差値による学校の序列化など様々な問題が生起していることを真剣に受けとめ、これらに対する適切な対策を十分に考慮しなければならぬと考える次第であります。これらの問題は、基本的には教育自体の改革により対処しなければならぬ課題であります。同時に近年における社会の急激な変化に伴う家庭や社会環境の変化更に国民の教育観など深くかわるところであり、したがって、文部省のみならず、行政各部の施策と密接に関連を持った対応がなされなければならないものが多いと考えられます。このため、政府全体として広い立場から各般にわたる施策に関し必要な改革に取り組むことが緊急の課題となつていてと考える次第であります。

二、したがいまして、皆様方には、整問理由にも述べられておりますように、教育の現状における諸課題を踏まえつつ、時代の進展に対応する教育の実現を期して、教育及びこれに関連する分野についてその見直し

を行い、今後の方策について御検討をいただきたいと考えております。そこで、諮問は基本的・包括的内容といたしておりますので、審議内容につきましても、その趣旨に即して、今後審議会での自由な討議を通じて具体化を図っていただくべきものと存じます。ただ、この際、このたびの教育改革に当たつて重要な課題になると思われることについて私の立場において御参考までに申し上げるならば、例えば、次のような点があるのではないかと考えます。

まず、このたびの教育改革に当たつては、二十一世紀の我が国を担う青少年が、強健な心身を養いつつ、創造的な知的能力や良好な人間関係を築いていく資質を高めるなど、今後における社会の変化及び文化の発展に主体的に対応しようとする人間形成の基礎を培うことが教育の目標として大切ではないかと考えます。

次に、学校教育の現状を再検討することでありませう。我が国の学校教育制度は、画一的な性格が強く、現在及び将来の社会の変化に十分対応できないのではないかとという指摘があります。その多様化・弾力化等について十分検討することが必要であり、また同時に、学校教育の成果

は、これを担当する教員に負うところが極めて大きいことにかんがみ、教員の養成、研修等の在り方について検討し、教員の資質・能力の向上を図り、その指導力の充実を期するところが基本的な課題であります。

また、教育は学校だけでなく、家庭や社会においても行われる営みであることを考慮するとき、学校、家庭、社会が相互の連携・協力を強め、それぞれの教育的機能の活性化を図るとともに、情報化社会の進展や社会における種々の教育の機会の増大等に対応し、また、物質的な豊かさの中での精神的、文化的な要求の高まりにこたえることができるように、年齢段階に応ずる多様な生涯学習の在り方等を探求することが必要であります。

さらに、学歴を過度に重視する現在の我が国の社会的状況などのように是正していくかということも欠かすことのできなない大きな課題であり、このような観点から、学校、社会を通じた人間評価の在り方についての再検討や企業等の人材登用の在り方等について検討を行うことが必要な事項ではないかと考えます。

審議会におかれましては、なおこれらのほか、国際的な視点に立った

広い視野と将来への展望のもとに、自由かつ遠な御議論をいただきたいと考えております。

三、なお、本審議会の設置期間は三年となっております。この間十分御議論を尽くしていただきたいと考えますが、教育改革は国民的合意を求めつつ進める必要があり、その意味において、審議の過程におきまして、国民の理解と協力が得られるよう、種々の工夫をお願いしたいと考えております。

以上、諮問等に関連して、私の考えを申し上げますが、教育改革については、国民の期待は非常に大きいものがあることにかんがみ、今後十分御審議くださることをお願いし、私のあいさついたします。

岡本会長

一言ごあいさつ申し上げます。臨時教育審議会の会長に指名されまして岡本でございます。

只今、総理大臣及び文部大臣のごあいさつにもありましたように、今日、教育の全般を見直し、適切な改革を実施することは国民の切なる要請であります。

当審議会はこれに応えるべく、社会の変化や文化の発展に対応する教

育の実現を期して必要な改革を図るという大きい仕事に今後三年にわたって、皆様と共に取り組むことになつたわけでありませう。

使命の重要さと責任の重大さを痛感しているところであります。

政府は私共の答申の実態には全力を挙げるとの姿勢をお示し下さいましたが、我々としてもこれに応え全力をつくし審議に当たる覚悟でございます。皆様のご協力をお願い申し上げます。

尚一言私の所感をつけ加えますことをお許し願いますと、およそ、これまでの教育改革は、これを終戦以後に行われましたものをまみしても、その分その時の政治的、社会的、経済的要請と、その影響を受けています。それによって、その時代の要請に応え今日の日本の基礎を築いたことは高く評価されると同時に、そのなかに、時代の推移とともに今日に至りひずみを生じたものもあることも否定出来ません。

従って、長期的にみて大切なものは、これら教育改革の中の教育固有のものでありまして、一國の教育のなかでこの固有なるものが如何程重視されているかは、その國文化の一つの指標とも言えると思うのであり

ます。

私は、今回の審議会が、国家変革の時であつた明治維新でもなく、終戦時でもなく、大局的に日本の平常時において、国民の教育に対する切実な要請にしたがって、企図されたものであることを評価し、この要請に應えるのに、この教育固有で、不易のものに目をすえるとともに世界における日本人といった視点に立つて論議をつくしたいと希っています。

又一方この時機にこの審議会を持つことの必要性をひろく考えますと、それはひとり我が国だけのことではなく、また、教育だけのことでなく、近世西洋文明が一つの反省の時機に立ち到っていることではなからうかと思つております。私は近時の科学技術の著しい発達、とくに生命科学と人間との関係に思いを致しまして、その様なことを考えております。

この点につきましては、総理の言葉にもありました様に、我が國固有の伝統的文化に注目し、これを維持発展させることは、ひとり我が國のためのみでなく、我が國が国際社会に貢献しうる一つの大きな課題であり、今後日本が世界において信頼と尊敬を増す道でもあらうと思いま

す。

尚、委員の皆様方は、それぞれの領域で教育について深いお考えをお持ちの方々でありまして、その日頃のお考えをここで純粹率直にお話しただきますところに自ら今後この國の教育の在り方への基本的方向が出されることと思ひますが、教育は凡ての国民が誰も自己の体験にもとづいて、それぞれの意見を持つていますので、私共としては、出来る限りひろくその様な意見を聴く努力を致さねばならぬと思つています。又同時にこれらの意見は私共のものをふくめて、自らの限られた経験の所産であることを考えて互いに耳を傾け合うと言つた心構えも大切であると思つています。以上、今日皆様にはじめてお目にかかるに際しまして、

自己紹介も必要かと考えまして、只今考えていますことの一端を率直に申し述べましたが、会長としては、今後、虚心に皆様を教わりつつ、じっくり本当のものををつみ重ねて参りたいと念じています。

重ねて皆様のご努力をお願いし私のあいさつと致します。

(84・9・5)

資料五

国旗掲揚と国歌斉唱に関する決議

(新潟県議会)

わが國の国旗「日の丸」と国歌「君が代」は、日本の象徴として古くから国民に親しまれ、深く定着しており、際社会においても、あらゆる分野で広く認められているところである。

世界各国では、公共の諸施設に国旗を常時掲揚し、機会あるごとに国歌が斉唱されており、また国際交流においても尊重し合うことは、相互信頼を深め、友好と平和に貢献するものである。

そのためにも、まず自國の国旗、国歌を敬愛する心を育てるとともに、わが家庭を愛し、郷土を愛し、國を愛する心をかん養することが、いまま何よりも求められているところである。

われわれは誇り高い国旗「日の丸」を掲揚し、国歌「君が代」を斉唱し、わが國民の永遠の平和と繁栄を願うものである。

よってあらゆる公共機関等において国旗掲揚と国歌斉唱が励行されるよう要請することを強く望むものである。

以上、決議する。

昭和59年10月13日

新潟県議会

資料6

高校中途退学者の推移

区分	学年	52年度	53年度	54年度	55年度	56年度	57年度	58年度
在籍生徒数		83,422	83,382	82,921	83,703	83,111	81,301	82,695
中途退学者数		613	796	837	943	1,084	1,074	1,197
中途退学者率(%)		0.73	0.95	1.01	1.13	1.30	1.32	1.45
女子	中途退学者数	156	219	227	278	311	349	365
	全体に占める割合(%)	25.4	27.5	27.1	29.5	28.7	32.5	30.3

資料出所「教育庁高等学校教育課」

資料7

学年別中途退学者の状況(昭和56年度)

区分	学年	1年	2年	3年	計
中途退学者数		527(116)	413(146)	144(49)	1,084(311)
全体に占める割合(%)		48.6	38.1	13.3	100.0

57年度

区分	学年	1年	2年	3年	計
中途退学者数		537(138)	404(146)	133(65)	1,074(349)
全体に占める割合(%)		50.0	37.6	12.4	100.0

58年度

区分	学年	1年	2年	3年	計
中途退学者数		610(164)	462(153)	125(48)	1,197(365)
全体に占める割合(%)		51.0	38.6	10.4	100.0

注：()内数字は、女子の内数である。資料出所「教育庁高等学校教育課」

